

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 6 月 19 日

一宮町長 馬淵 昌也

一宮町条例第 14 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年一宮町条例
第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

産業医	月額 2 万円
-----	---------

」を

「

産業医	月額 3 万円
-----	---------

」に、

「

選挙長	日額 1万800円
投票所の投票管理者	〃 1万2,800円
開票管理者	〃 1万800円
期日前投票所の投票管理者	〃 1万1,300円
投票所の投票立会人	〃 1万900円
期日前投票所の投票立会人	〃 9,600円
開票及び選挙立会人	〃 8,900円

」を

「

選挙長	日額 1万2,200円
投票所の投票管理者	〃 1万4,500円
開票管理者	〃 1万2,200円
期日前投票所の投票管理者	〃 1万2,800円
投票所の投票立会人	〃 1万2,400円
期日前投票所の投票立会人	〃 1万900円
開票及び選挙立会人	〃 1万100円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月19日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第15号

一宮町迷惑防止条例の一部を改正する条例

一宮町迷惑防止条例（令和5年一宮町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町、町民」の次に「、事業予定者」を加える。

第2条第10号中「第6条から第12条まで」を「第7条から第13条まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 事業予定者 町内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営もうとする者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出により住宅宿泊事業を営もうとする者をいう。

第17条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

（罰則）

第18条 第7条、第8条又は第10条の規定に違反する行為によって、前条の規定により公表された者は、50,000円以下の過料に処する。

第16条第1項中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項第1号中「第7条」を「第8条」に改め、同項第2号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第3号中「第9条」を「第10条」に改め、同項第4号中「第11条」を「第12条」に改め、同項第5号中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。
第14条を第15条とする。

第13条中「第6条から」を「第7条から」に改め、同条を第14条とし、第6条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条に次の3項を加える。

- 2 事業者は、事業活動を行う周辺地域の住民からの意見及び問合せについては、法令及びこの条例に違反しない場合であっても、誠意をもって、適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、直ちに解決することが困難な意見を受けた場合には、内容を町長に報告しなければならない。
- 4 事業者は、町長からの求めがあった場合には、意見を申し出た周辺地域の住民及び町長を交え、誠意をもって対応方針について協議しなければならない。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(事業予定者の責務)

第5条 事業予定者は、許可の申請又は届出に先立って、営業計画について理解を得るため、周辺住民（事業予定地の敷地境界線からおおむね20メートルの範囲内の建築物に居住する者をいう。以下同じ。）に対する説明会の開催に努めなければならない。

- 2 事業予定者は、前項に規定する説明会を開催しようとする場合には、事前に開催方法を町長と協議しなければならない。
- 3 事業予定者は、第1項に規定する説明会で合意した事項については、町長に報告するとともに、周辺住民との間の信頼関係を構築するため、誠実に履行しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以降に行われる迷惑行為について適用する。

一宮町総合計画審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年6月19日

一宮町長

馬淵 昌



一宮町条例第16号

一宮町総合計画審議会設置条例を廃止する条例

一宮町総合計画審議会設置条例（平成3年一宮町条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

総合計画審議会委員	〃 3,500円
-----------	----------

を削る。